

中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水希茂様

上関原発予定地の海域ボーリング調査の中止要請

2021年6月29日

超党派議員連盟「原発ゼロ・再エネ100の会」

共同代表:近藤昭一(衆) 事務局長:阿部知子(衆)

世話人:逢坂誠二(衆)、柿澤未途(衆)、真山勇一(参) 笠井亮(衆)、日吉雄太(衆)、山崎誠(衆)

顧問:加藤修一(元参)、服部良一(元衆)

「原発ゼロ・再エネ100の会」では6月10日に上関原発に関する緊急会合(以下6月10日会合)で関係住民および関係省庁に聴き取りを行いました。その後、山口県が御社のボーリング調査のための海域占用許可申請を6月22日に許可したと聞き及び、以下の理由から御社による調査の中止を申し入れます。

1. 国は現時点では原発の新增設は認めていないこと

菅首相が現時点では新增設は想定していないと国会で答弁、6月10日会合でも、その答弁は維持されていることが確認できました。上関原発は、国が想定していない計画です。

2. ボーリング調査を行う法的根拠はないこと

6月10日会合において、原子力規制庁は、ボーリング調査は原子力安全・保安院(当時)が旧原子炉等規制法に基づいて求めたものではなく、なんら法的根拠はないと述べています。

そもそも、福島第一原発(1F)事故以後の改正原子炉等規制法に基づく新規制基準に適合させるための申請を上関原発は行っていません。ボーリング調査を急ぐ正当な事由はないと言わざるを得ません。

3. 重要電源開発地点の指定要件を満たしていないこと

上関原発が位置づけられている「重要電源開発地点」は、電源開発促進法廃止後に2005年の経産省告示(添付)で指定されたものに過ぎず、1F事故後の状況を反映していません。そもそも重要電源開発地点の指定要件である供給計画への記載(電気事業法第29条)がなく、位置づけ自体が告示を逸脱しています。

4. 海域を無用にいじることは許されないこと

御社による環境影響評価は、1999年6月の法施行の2カ月前に準備書が提出された「駆け込みアセス」であり、その後の市民調査で評価書には記載がなかったカンムリウミスズメの生息の他、オオミズナギドリ、カラスバト、アマツバメ、クロサギの希少種の繁殖が確認され、海域生物については日本ベントス学会等から意見書等が出ています。緊急性のないボーリング調査による環境改変を許容すべきではありません。

5. 原子力防災の観点からの見直しが必要であること

原発の新規制基準は、放射性物質が1F事故の時の100分の1しか放出されないとの過小評価に基づいていますが、避難計画はそれ以上の放出もありうることを前提となっており、避難計画の策定は自治体任せです。瀬戸内海沿岸および島々の住民や社会影響および閉鎖性水域における漁業影響を鑑みれば、ボーリングによる活断層調査以前に、原発計画そのものを防災の観点から見直す必要があります。

以上の理由から、ボーリング調査の中止を求めます。